

道路に張り出した木や竹の適切な管理をお願いします

道路に張り出した木や竹は、自動車や歩行者の通行に支障となります。

台風や大雨で木や竹が倒れて道路が通行止めになることもあります。私有地から張り出している木や竹は、土地所有者の方に所有権があるため町では伐採ができませんので、木や竹の適切な管理をお願いします。

なお、木や竹の倒木等により自動車や歩行者等に損害が発生した場合、被害者から木や竹の所有者に管理責任を問われることがあります。

民法第 233 条 竹木の枝の切除及び根の切取り

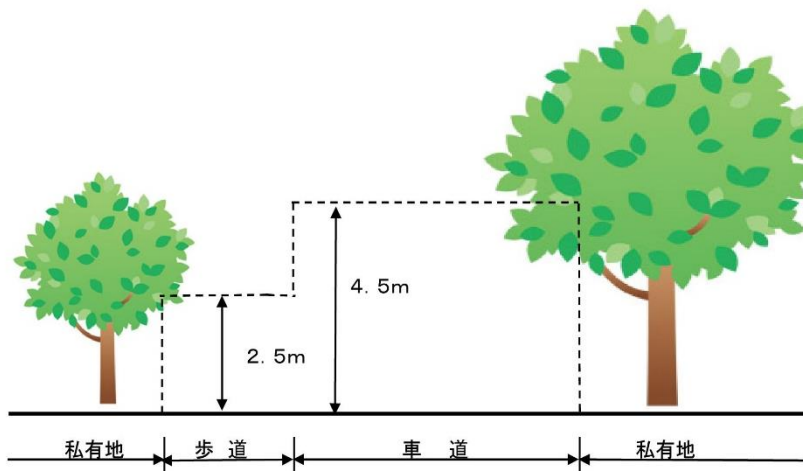
民法第 717 条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任

道路法第 43 条 道路に関する禁止行為

○ 支障となる範囲

道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の支障となるものを設けてはならない区域として建築限界が定められていますので、建築限界に張り出した木や竹等の適切な管理にご協力をお願いします。

建築限界の範囲



○ 支障となる例

道路に木や竹が張り出しており、通行に支障がある。又は、その恐れがある。

倒木や枝、幹の落下の恐れがある。

道路に雑草が伸びており、通行に支障がある。見通しが悪い。

○ 作業時の注意事項

電線や電話線がある場所の作業は、危険を伴う可能性がありますので事前に連絡して行ってください。

作業に当っては、通行車両、歩行者等の安全確保と樹木やはしご等からの転落防止に十分注意してください。